

平成21年12月25日

(Ⅰについて)

社会保険庁運営部年金保険課

国民年金事業室

(担当・内線) 添田(3665)、橋本(3666)

(電話代表) 03(5253)1111

(ダイヤルイン) 03(3595)2810

(Ⅱについて)

社会保険庁運営部年金保険課

(担当・内線) 本間(3642)、中山(3648)

(電話代表) 03(5253)1111

(ダイヤルイン) 03(3595)2811

報道関係者 各位

国民年金及び厚生年金(脱退手当金)に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について

今般、国民年金及び厚生年金(脱退手当金)に係る年金記録の確認の申立てについて、その処理の迅速化を図るため、新たな基準により社会保険事務所段階での記録回復を行うこととしましたので、公表いたします。

詳細については、別添参照。

国民年金及び厚生年金（脱退手当金）に係る年金記録の確認申立てにおける 社会保険事務所段階での記録回復について

国民年金に係る年金記録の確認の申立てについては、平成20年4月28日から、申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合など、一定の要件に該当する事案については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところです。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、社会保険事務所段階における記録回復の対象となる範囲を拡大することとし、下記Ⅰの内容の通知（以下「通知Ⅰ」という。）を社会保険事務局に発出しましたので、お知らせいたします。

また、厚生年金制度の脱退手当金に係る年金記録の確認の申立てについても、一定の要件に該当する事案については、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行うこととし、下記Ⅱの内容の通知（以下「通知Ⅱ」という。）を社会保険事務局に発出しましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ 国民年金関係

1 通知Ⅰにより、社会保険事務所段階における年金記録の回復を行う対象事案は、申立期間のすべてが国民年金の申立てであって、以下の①又は②のいずれかに該当する事案とする。

- ① 現年度・過年度納付を問わず、1年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの
 - ア 申立期間が1つの事案である。
 - イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がない。
 - ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間である。
- ② 現年度・過年度納付を問わず、2年以下の未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件を満たすもの
 - ア 申立期間が1つの事案である。

イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がない。

ウ 申立期間に引き続く前後の期間が、いずれも厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員若しくは加入員の期間ではなく、国民年金の被保険者期間であり、かつ、国民年金の期間については保険料納付済期間である。

エ 申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ納付済みである。

2 対象事案の年金記録に係る申立てについては、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行う。

なお、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

② 特例納付に係る申立ての場合

③ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。具体的には、

ア オンラインの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合

イ 申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の一部又は全部は時効により納付することができない場合

ウ 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出し日の前の期間である場合

エ 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合

オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合

④ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合

⑤ 申立人自身が申立期間の納付を行っていない場合

⑥ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く覚えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合

⑦ 申立期間に対応する確定申告書（控）、家計簿又は口座振替記録がある預貯金通帳等のいずれかの資料の提出があったが、社会保険事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかった場合

⑧ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合

- ⑨ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合

II 厚生年金（脱退手当金）関係

1 通知Ⅱにより、社会保険事務所段階における年金記録の回復を行う対象事案は、厚生年金保険の脱退手当金に係る申立てのうち、脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、以下の①から④のいずれかに該当する事案とする（ただし、2に該当する事案を除く。）。

① 次のア及びイのいずれの要件にも該当するもの

ア 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合（ただし、申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。）

イ 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に加入し、保険料を納付している場合

② 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合（ただし、申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。）

③ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理（当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。）が行われていない場合

④ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合

2 対象事案の年金記録に係る申立てについては、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行う。

なお、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

① 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合

② 申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合

- ③ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合
- ④ 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あつせん事案。一部あつせん事案を含む。）についての再申立てである場合